

小松空港から行く!

# 台北

台北/台北101  
Taipei / The Taipei 101 Tower

## 78,000円~147,000円

きままに台北3日間(スタンダードクラスホテル利用/2名1室利用・大人お一人様)

旅行代金以外に燃油サーチャージ(10,800円/2026年3月現在目安額)及び現地空港税(TWD500/約2,500円)国際観光旅客税(1,000円)、予約システム使用料(USD25/約4,370円)が別途必要となります。

アレンジ自由自在! フリープラン		2名 催行
きままに台北3.4日間		
日時	スケジュール	
11	小松空港(11:45発)→台湾桃園空港(13:55着) 到着後、両替所に立ち寄りホテルへ	
22	フリープラン	満喫プラン(要追加代金:15,000円追加)
	終日:フリータイム 各種オプションツアー(別料金)で お楽しみください。	台北市内観光 午前:行天宮、中正紀念堂、總統府(車窓) ショッピング1軒(40分)へご案内 昼食:鼎泰豐で小籠包 午後:故宮博物院(ガイド説明60分付) ※故宮博物院は月曜日が休館日となります。 詳細は料金表を参照してください。 懇親會にて衛兵交代見学 工ノ一リッチ免税店(50分)へご案内 夕刻:ノスタルジックな街、九份トワイライトツアー 夕暮れ時のレトロな九份の街並みを散策 (ガイド付案内約20分+自由散策約40分) 郷土料理の夕食と夜間鑑賞ご案内 その後台北に戻りご希望者は士林夜市近く にて自由解散
3	終日:自由行動 各種オプションツアー(別料金)でお楽しみください。	
34	早朝:空港へご案内 朝 :台北国際空港(06:35発)→小松空港(10:25着)	

フリープランや  
満喫プランを  
設定!!

台北/九份  
Taipei / Jiufen

●利用航空会社:エアー・アジア ●最少催行人員:2名 ●添乗員:同行いたしません(現地日本語ガイドがご案内いたします)。  
●食事:フリープラン(3日間)朝食1回、昼食0回、夕食0回、(4日間)朝食2回、昼食0回、夕食0回、高寝プラン(3日間)朝食1回、昼食1回、夕食1回、(4日間)朝食2回、昼食1回、夕食1回 ●朝食無しのホテルはすべてのコース  
において朝食は付きませんのでご注意ください。●現地交通:遊覧車 ●利用ホテル:裏面のホテルクラス表をご参照ください。  
※航空会社の都合によりフライトの発着時刻が変更になる場合がございます。  
※送迎:日程の放棄、途中離脱は対応できません。  
※現地事情により見学箇所の順番が変更になる場合がございます。  
※故宮博物院が休館日の場合、代案として故宮博物院/外観見学、台北101周辺散策へご案内します。(台北101展望台の入場は含み  
ません。) 故宮博物院の入場料(NT\$350)は現地で現金致しますのでご了承ください。  
※予約システム使用料の払い戻しは不可となります。



台北/行天宮  
Taipei / Xingtian Temple



台北/中正紀念堂  
Taipei / Taipei National CKS Memorial Hall



台北/故宮博物院  
Taipei / National Palace Museum

■出発日&旅行代金区分カレンダー ※-印は設定なし

2026年 4月							2026年 5月							2026年 6月							2026年 7月							2026年 8月							2026年 9月																																															
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土																																									
			B	D	D	D			H	G	F	E	D	D	D			C	C	D	D	G	G															B	A	A	C	C	C			E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E			D	C	C	C	C	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D

■旅行代金表 (2名1室利用・大人お1人様あたり)

単位:円

ホテル名	ホテルクラス	日数	一人部屋追加代金								満喫プラン追加代金	
			A	B	C	D	E	F	G	H		
きままに 台北	スタンダード	3日間	78,000	88,000	100,000	108,000	116,000	122,000	133,000	147,000	12,000	18,000
		4日間	89,000	99,000	107,000	115,000	120,000	127,000	142,000	152,000	18,000	27,000
	スーパーリア	3日間	102,000	107,000	112,000	122,000	132,000	141,000	166,000	172,000	20,000	26,000
		4日間	119,000	124,000	129,000	132,000	142,000	151,000	181,000	188,000	30,000	39,000
	デラックス	3日間	119,000	123,000	125,000	129,000	139,000	149,000	172,000	184,000	26,000	36,000
		4日間	125,000	132,000	135,000	145,000	155,000	165,000	187,000	199,000	39,000	54,000
	エクセレント	3日間	128,000	113,000	141,000	149,000	151,000	161,000	178,000	191,000	34,000	50,000
		4日間	152,000	119,000	150,000	160,000	176,000	186,000	198,000	221,000	51,000	75,000
	ラグジュアリー	3日間	130,000	144,000	155,000	165,000	174,000	184,000	228,000	255,000	44,000	62,000
		4日間	156,000	166,000	172,000	182,000	193,000	203,000	277,000	317,000	66,000	93,000

●延泊ご希望がある場合、延泊代金は各クラス3日間の1人部屋追加料を1泊分として計算します。2名様利用の場合は半額×泊数分、1名様利用の場合は1泊分×泊数がそれぞれ金額になり旅行代金に加工してください。  
●故宮博物院が休館日の場合、代案として故宮博物院/外観見学、台北101周辺散策へご案内します。(台北101展望台の入場は含まれません。)故宮博物院の入場料(NT\$350)は現地で返金致しますのでご了承ください。

■ホテルクラス表 (ホテルはお一人様あたり3,000円追加代金でホテル指定が可能です)

●エグゼレントクラス期間(4/29-5/6)、及び台北エグゼレントクラス期間(6/5-8)、端午の節句(9/18-20)、お盆(8/26-29)のホテル指定は受けられませんのでご了承ください。

ホテルクラス	ホテル名	ホテルクラス	ホテル名
スタンダード	●第一大飯店(ファースト) ●雲頂大飯店(クラウド) ●豪爵大飯店(ザ・メトロ) ●徳立荘酒店<西門館>In-Side/窓無(ミッドタウンリチャードソン) ●城市商旅<站前館>Out-Side(シティスイーツ)※朝食無し	デラックス	●福容大飯店(フロン) ●六福萬怡酒店(コードヤード) ●台北花園大酒店(台北ガーデン) ●格拉斯麗台北飯店(グレイスリー) ●索拉利亞西鐵飯店<台北西門>(ソラリア西鉄) ●重都麗緻大飯店(ランティス) ●神旺商務酒店(サンワングレゼン) ●台北時代寓所(レゾナンス台北)※朝食は1階のスターバックス
	台北		エクセレント
スーパーリア		ラグジュアリー	

現地空港送	TWD500/約2,500円は別途販売店にてお支払い下さい。	燃油サーチャージ	10,800円(2026年3月現在目安額)は別途販売店にてお支払い下さい。	子供割引	上記旅行代金より一律5,000円引き(2歳以上12歳未満)	予約システム使用料	USD25/約4,370円は別途必要です。販売店にお支払下さい。※予約システム使用料の払い戻しは不可となります。	国際観光旅客税	日本出国の際1,000円が別途必要となります。
-------	--------------------------------	----------	---------------------------------------	------	-------------------------------	-----------	--	---------	-------------------------

燃油サーチャージについて	現地空港税について	ホテル・お部屋について	子供料金について
近年の燃油価格水準の高騰に伴い、当該燃油費の一部をお客様にご負担いただく付加運賃です。燃油価格の変動に合わせて各航空会社2~3ヶ月ごとに金額を設定します。パンフレットに記載の金額は2026年3月現在の料金です。お支払い時に販売店にご確認ください。	各国、地域毎の法律等によって現地空港税(出入国税、空港施設使用料など)の支払いが渡航者個人に対して義務付けられています。原則ご出発の4週間前までの日本円に換算してご案内させていただきます。旅行代金と併せて販売店へお支払いいただきます。空港税等の新設や税額が変更された場合、徴収額が変更になる場合があります。	2名1室利用の部屋タイプは通常ベッド2台(ツインルーム)ですが、ご夫婦やお子様ご一緒の場合は大型ベッド1台のお部屋(ダブルルーム)になる場合があります。3名1室利用の場合、ツインルームに簡易ベッド1台を入れる為、非常に手狭になります。	ご出発時点の年齢が2才以上12才未満のお子様は各コース旅行代金より一律5,000円引きとさせていただきます。2才未満の幼児やベッド、食事が必要の原則未就学児のお子様に関しては販売店にお問い合わせ下さい。

●マークの見方	✈ 飛行機 ● 車(ボンゴバス等) ● 新幹線 ● 列車 ○ 入場観光 ○ 下車観光 △ 車窓観光 朝 朝食 昼 昼食 夕 夕食 井 弁当 機 機内食	■ 時間帯の目安	早朝 朝 午前 昼 午後 夕方 夜 深夜 4:00~ 6:00~ 8:00~ 12:00~ 13:00~ 16:00~ 18:00~ 23:00~ 4:00~
---------	--	----------	--

国際線の航空機内への「液体物持込制限」機内持込みが禁止される液体物の具体内容  
EUや米国の措置と同様、「液体」に加え、「ジェル類」及び「エアゾール(煙霧類)」等幅広く対象となります。

ご旅行条件書(抜粋) 旅行条件につきましては下記による他、詳細旅行条件書を別途お渡しいたします。

●募集型企画旅行契約 (1)この旅行は株式会社ニュージャパントラベル(以下「当社」といいます)が旅行企画・実施する旅行であります。この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結したことになります。 (2)ご旅行条件につきましては、本旅行条件書によるほか、別途お渡しするご旅行条件書、パンフレット、最終日程表及び当社の旅行規約(募集型企画旅行契約)によります。	●旅行代金に含まれるもの 旅行日程に明示されたもの (1)航空運賃(エコノミークラス)、利用交通機関の運賃、送迎(ス)等の料金、観光料金、宿泊料金(2人部屋にお2人利用)、食事料金、 (2)添乗員が同行するコースの添乗員同行費用。 (3)団体行動中の心付け、サービス料。 ●旅行代金に含まれないもの<その一部を明示します> 超過手荷物料金、クルーズングレ、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料、傷害・疾病に関する医療費、渡航手続き経費(旅行印紙代、予防接種料金、渡航手続取扱料金、査証代等)お一人様部屋を使用する場合の追加代金、希望者のみで参加するオプションツアー費用、日本国内の空港施設使用料、旅行日程中の日本国外の空港税・出国税及びこれに関する諸税、燃油サーチャージ ●取消料 (旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、下表の金額を取消料として申し受けます。)(お1人様)	●旅行内容・旅行代金の変更 天災地変、運送・宿泊機関のサービスの提供の中止など当社の関与し得ない事由で、また運送機関の高賃料金の大幅な改訂により、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。なお、お客様のお申し出により旅行内容の変更がある場合は別途所要経費をいただきます。又、運送・宿泊機関の利用人数により旅行代金が異なる場合、お客様の都合で利用人員が変更になったときは旅行代金を変更することがあります。 ●特別補償 当社は当社旅行規約(募集型企画旅行契約)の特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急かつ偶発的な外傷の事故により発生した一定の傷害、疾病治療費についてあらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払いますが、傷害、疾病治療費については補償いたしません。賠償義務者が外国の運輸・宿泊機関等の場合、充分な保証が得られないこととありますので、お客様自身で海外旅行傷害保険に加入されることをおすすめいたします。 ●お客様の責任 お客様に対する責任及び免責事項 (1)当社は当社又は手配代理者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害を賠償いたします。 (2)当社は次に明示する事由では責任を負うものではありません。 -天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故・火災・遅延・不運による旅行内容の変更・遅延又は中止。 -盗難、自由行動中の事故、疾病などのお客様の故意又は過失によって生じた損害 -官公署の命令、伝染病、食中毒など ●旅程保証 旅行日程に重要な変更が行われた場合は、その内容に応じて旅行代金の15%を限度として変更補償金を支払います。対象となる変更の内容及び変更補償金の額は、当社旅行条件書によりまします。この旅行条件書は2026年3月1日を基準としております。又、旅行代金は、2026年3月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃適用規則を基準として算出しております。
●お申込金 旅行代金 50万円以上 30万円以上50万円未満 15万円以上30万円未満 10万円以上15万円未満 10万円未満	申込金(おとり) 出発日の前日から起算してさかのぼって80日目にあたる日まで 10万円以上旅行代金まで 5万円以上旅行代金まで 3万円以上旅行代金まで 2万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%	旅行契約の解除期日 ピーク期に開始する旅行 ピーク期以外に開始する旅行 ご旅行の開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで ご旅行の開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降31日目にあたる日まで ご旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2日目にあたる日以降当日まで ご旅行開始後(旅行契約開始後)の解除又は無効となる場合は 旅行代金の10% 無料 旅行代金の20% 旅行代金の50% 旅行代金の100%

注「ピーク時」とは4月27日~5月6日・7月20日~8月31日までをいいます。

お問い合わせ・お申し込みは(受託販売)

観光庁長官登録旅行業第918号 (一社)日本旅行業協会会員  
旅行企画・実施 **ニュージャパントラベル**  
本社 富山市奥田新町8番1号(ポルファートとやま)

国際航空運送協会公認 旅行業公正取引協議会会員  
旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点がありましたら、ご連絡ください。お記の旅行業務取扱管理者にお訊ね下さい。

●遠航先(国、または地域)によって外務省より危険情報など、安全関係の海外渡航関連情報が出されている場合があります。海外渡航関連情報は、外務省海外安全情報センターなどでご確認ください。TEL:03-3580-3311, URL: http://www.anzen.mofa.go.jp/

# ご旅行条件書(海外・募集型企画旅行)

観光庁長官登録第818号



この書面は旅行業法第12条の4による取引条件書および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ニュージャパントラベル(富山県富山市奥田新町8-1 ボルファート)とやま1 観光庁長官登録旅行業 818号、以下「当社」といいます)が旅行企画・実施をするものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 「海外旅行(本邦内旅行)以外の旅行を行います。
- (3) 旅行契約の条件・条件は、この条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の範囲によりします。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるようご手配し、旅程を管理することを引受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

## 2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業者に規定された受託営業所(以下併せて「当社」といいます)にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ(5)の申込金を添えてお申込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内(以下「(1)の申込み手続きを完了する」といいます)に、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めることとなります。
- (3) お客様と旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したとき成立するものとします。なお、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させる時は第26項(2)の(イ)の定めによりします。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提示しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申込みの際、おとりどり様につき以下の申込金をお支払いただけます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

旅行代金	申込金(おとりどり)
出発日の前日から起算してさかのぼって60日以内にあたる日まで	出発日の前日から起算してさかのぼって61日目以前さかのぼって
50万円以上	10万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
30万円以上50万円未満	5万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
15万円以上30万円未満	3万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
10万円以上15万円未満	2万円以上旅行代金まで 旅行代金の20%以内
10万円未満	旅行代金の20%以上 旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めることとなります。

- (6) お申し込み後、満座その他の事由によりその満座満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と結んでいただき、当社がお客様旅行契約を締結することができるとなった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイトイングの取扱い」といいます)をする場合があります。
- (ア) お客様がウェイトイングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社の回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイトイング期間」といいます)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただけます。この時点で旅行契約は成立しております。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
- (イ) 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (ロ) 旅行契約は当社が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。
- (ハ) 当社は、ウェイトイング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (ニ) 当社は、ウェイトイング期間内でも当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイトイングの取扱いを解除する旨のお申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からウェイトイングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときもキャンセル料をいただきます。
- (ホ) 予約は(ア)のお待ちいただける期間までご連絡が取れなかったときは、予約可能な場合であっても予約を取り消すことができます。この場合預り金全額払い戻しいたします。
- (ヘ) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有するものとします。契約責任者は、当社が定める目録にて、構成者の名簿を当社に提出していただきます。当社は、契約責任者構成者に対して現に負い、又は将来負う事となる債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者(団体・グループ)に同行しない場合は、旅行契約後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3. お申し込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出ください。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満若しくは中学生以下の場合、原則親権者の方の同意を条件とします。
- (3) 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他当社の指定する条件に適合しない場合は、お申込みが断られる場合があります。
- (4) お客様が暴力団員、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合はご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (6) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (7) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、導盲犬、介助犬)をお連れの方その他特別の身体を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も必ずお申し出ください)。あらかじめ当社からのご案内ページに於ける旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ていただく。
- (8) 前号のお申し出をお受けした場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内にてこれに応じます。これにより、お客様が状況及び必要とされる措置についてお申し出、又は書面であつたらしく申し出ていただくことがあります。
- (9) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更するなどを条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を拒否することができるとなれば旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (10) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (11) お客様とご都合によりお断り、原則としてできません。ただし、コースにより、別添条件によりお断りすることがあります。
- (12) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡を必要とします。
- (13) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りする場合があります。
- (14) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。
- (15) 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に「海外危険情報」に関する書面をお渡しします。また、外務省「海外健康安全ホームページ」<http://www.anzen.mof.go.jp/>でもご確認ください。旅行のお申込み後、旅行の目的地が「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。

- す。外務省「海外危険情報」が「渡航は是非を検討してください以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止することがあります。この場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に適切な措置がとれると判断し、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめるときは、当社は所定の取消料を申し受けます。
- (16) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」を確認下さい。
- (17) 衛生情報については、厚生労働省「検疫感染症情報」を確認下さい。
- (18) 衛生情報については、厚生労働省「検疫感染症情報」を確認下さい。
- (19) 衛生労働省検疫所「海外で健康に過ごすこと」<http://www.forth.go.jp/>

## 4. 契約書面及び確定書面「最終日程表」の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行サービスの内容その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収書、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- (2) 確定した旅行日程、航空券の便名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を速くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7-10日目に当たる日より前にお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が前年未だ、ゴールデンウィーク等の特定時期に当たるコースの一部では、旅行開始日の際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合は、旅行開始日よりお渡しします。また、お渡し日前であってもお間違い合せいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところに特定されます。

## 5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」(以下単に「旅行代金」といいます)とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。
- (2) 「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」変更補償金」の額を算出する際の基礎となります。
- (3) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
- (ア) 「追加代金」
  - a. お客様の希望により、また当社が他のお客様の一部屋をお受けしないことを明示した場合には1人部屋を併用される場合の追加代金
  - b. C.F.クラスおよび部屋等のアップグレード追加代金
  - c. トラブル追加代金等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金
  - d. 食事なしプラン、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金
  - e. 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
  - f. その他(〇〇プラン)、「〇〇追加代金」と「パンフレット等」に記載した追加代金
- (イ) 「割引代金」
  - a. トリプル割引代金(等)とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
  - b. 子供割引代金(等)年齢その他の条件による割引代金
  - c. その他(〇〇割引代金)と「パンフレット等」に記載した割引代金

## 6. 旅行代金のお支払

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお支払いいただきます。旅行開始日より当社が指定する期日までに支払いたします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めることとなります。

## 7. 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回有効かどうかの確認、旅券、査証取得及び予防接種等の証明書類等の渡航手続はお客様ご自身の責任で行なっていただきます。入国に必要な旅券の残存有効期間、査証取得の要、不要については「パンフレット等」に明示します。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館・渡航先の領事館・入国管理事務所へお問い合わせください。
- (2) 当社は、「旅行業約款渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続の全部又は一部を代行することがあります。
- (3) 当社は、当社の責任に備すべき事由によらず旅券・査証の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかったときも、その責任を負うものではありません。

## 8. 「パンフレット等」に記載の旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以外のものが含まれます。ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。
- (ア) 航空運賃及び燃料・鉄道運賃利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の乗付追加運賃、利用(原簿)水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件の下に限らるる旅行者に一斉降格されるものに限りません。以下同様とします。)を含みません。
- (イ) パンフレット内で「ファーストクラス席」、「ビジネスクラス席」と明示されていない場合はエコノミークラス席、鉄道は普通席を利用します。
- (ロ) 空港、駅、港と宿泊機関との送迎(バス代金等)
- (ハ) 旅行中にお客様負担と明記してある場合を除く)
- (ニ) バイ・代金、カード代金、入場料等の観光代金
- (ヒ) 宿泊代金及び給・サービス料(2人部屋)および2人様宿泊を基準とします。ただし、旅行日程にお客様負担と明記してある場合を除く。
- (ヘ) 食事代金及び給・サービス料金
- (ホ) お客様おとりどりツアーコース等1個の受託手荷物運搬料金(おとりどり20kg以内が原則)となつていますが、座席等級・方面により異なる場合があります(ただし係員にお申し出ください)ただし、前空会社の受託手荷物料(以下)一部含まれない場合があります。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社に運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、一部の空港、駅・ホテルではボーダーがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
- (ト) 添乗員が同行するコースの添乗員旅行代金
- (チ) その他「パンフレット等」で含まれていない明示したものの
- (ケ) 燃油サーチャージ(パンフレットに燃油サーチャージが旅行代金に含まれる旨記載されているもの)燃油サーチャージの異なる航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額・廃止があった場合も追加徴収及び返金いたしません。
- (コ) 送迎(送)等の料金(空港、駅、埠頭)等追加代金。但し、旅行日程にお客さま負担と明記してある場合を除きます。

- (2) (1)の(イ)の費用は、お客様のご都合により一部取り消されなくとも払い戻しはしません。

## 9. 「パンフレット等」に記載の旅行代金」に含まれるもの

- 第8項の他は旅行代金に含まれません。その一例を示します。
- (1) 渡航手続諸経費(旅券、査証の取得代金、予防接種料、渡航手続代行契約に対する旅行業取扱料)
- (イ) 日本国内における住宅から出発空港等集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
- (ロ) 日本国内の空港送迎費用及び空港保安サービス料
- (ニ) 運輸機関が提供する追加運賃・料金(燃油サーチャージ等)(前項(ケ)の燃油サーチャージとは異なります。※航空会社は定める追加運賃・料金の額が変更される場合は、増額になった場合は必ず追徴徴収し、減額となった場合はその分を返金します。
- (ホ) 超過手荷物料金(使用の重量、容量・個数を超える分について)
- (カ) クリウーゲン代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等のチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、及びこれらに伴う給・サービス料
- (キ) 傷病・疾病に関する医療費
- (ク) 日本国内の空港送迎、医師費、国際旅客航空路等特定の運賃・料金(ただし空港料等が含まれていることを明示したコースを除きます。コースによっては、空港送迎を併発的に日本にお支払いいただく場合もあります)
- (ケ) オープンホールツアー等と称し、現地に現地旅行会社等が希望のみを募って実施する小旅行等と称し
- (コ) 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」と「パンフレット等」に記載した追加代金
- (サ) 第8項(エ)で旅行日程にお客様負担と明示した宿泊機関が課すサービス料金
- (シ) 各航空会社により、設定される手荷物運搬料金及び有料機内食や飲み物代金等
- また、第8項(カ)における有料に伴う航空会社の定める受託手荷物有料代金及び一部コースにおける現地の手荷物運搬料金

## 10. 旅行契約内容の変更

- 当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等

の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に於かない運送サービスの提供その他の当社の関し得ない事由が生じた場合には、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知して当該事由が当社の関し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

## 11. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切ありません。
- (ア) 利用する運送機関の運賃・料金等が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂額が旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
- (イ) 旅行代金が増額変更するときは、旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額が旅行代金を減額します。
- (ウ) 第10項より旅行代金が増額変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、その差額が旅行代金を増額します。
- (エ) 乗務員の乗務が不足したとき(いわゆるオーバーブック等)による変更は変更を除去し、変更はその変更差額が旅行代金を変更します。
- (オ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が増減する旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に備すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 12. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(おとりどり様につき10,800円・消費税込み)と共に当社にご提出していただきます。(すでに航空券を発行している場合、別途再発行に際する費用を請求する場合があります)
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、当社は利用運送機関・宿泊機関が旅行者の交代に同意しない等の理由により、交代をお断りする場合があります。

## 13. お客様の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後であっても、次に定める取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込み店舗の営業日・営業時間内にお受けします。旅行のお申込み時に営業時間をお客様ご自身でもご確認ください。
- (ア) 本邦国内旅行及び帰国時に航空機を利用するコース並びに本邦外へ出発地及び到着地とするコース(以下「掲げる旅行契約を除く」)

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日以内(当日以降～31日目に当たる日まで)	旅行代金の10% (10万円を上限)	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目に当たる日まで	旅行代金の30万円以上50万円未満:5万円 旅行代金が15万円以上30万円未満:3万円 旅行代金が10万円以上15万円未満:2万円 旅行代金が10万円未満:旅行代金の20%	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降～3日目に当たる日まで	旅行代金の50%	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の20%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

日程表に PEX 運賃を利用している旨の記載がある旅行

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって41日目に当たる日まで	航空券取消料等の金額	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日まで	旅行代金の10%(10万円を上限) または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	航空券取消料等の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日まで	旅行代金の20% または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50% または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

- (イ) 旅行開始日を利用するコースは、パンフレット等に記載する取消料によります。
- (ウ) 本邦内国境及び帰国時に船舶を利用するコースは、当該船舶に係る取消料の規定により(ア)と併用して記載します。
- (エ) 日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行であつて、契約書面にクルーズ旅行約款を適用する旨記載があるコースはパンフレット等に記載する取消料によります。

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- (ア) 契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第24項の表下欄に掲げるものその他の重要なものであることに限りません。
- (イ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関し得ない事由が生じた場合は、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知して当該事由が当社の関し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。
- (ロ) 当社は、旅行契約締結後、第4項(2)に定める期間(旅行開始日の前日まで、ただし旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に)旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までまでに確定書面(最終日程表)を交付しなかったときは、
- (オ) 当社の責任に備すべき事由によらず、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能になったとき。
- (カ) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。
- (キ) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消し(再)再予約を行うことにより(1)の取消料の対象となります。

## 14. お客様の解除権(旅行開始後)

- (1) 旅行開始後において、お客様の都合により旅行契約を解除された一時離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (2) お客様の責任に備すべき事由により旅行契約に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様に責任がなかった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能であった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払はれたから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

## 15. 当社の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第13項に定める取消料と同額の違約料をお支払いただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- (ア) お客様があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参

